

## スーパー定期【単利型】

平成22年11月26日現在

商品名	自由金利型定期預金<M型> 【単利型】 預入金額300万円未満……スーパー定期 預入金額300万円以上……スーパー定期300
販売対象	・法人及び個人のお客さま
期間	・定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができません。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・スーパー定期 …1,000円以上300万円未満（総合口座は1万円以上） ・スーパー定期300 …300万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日）以後及び満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人のお客さまの利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ・法人のお客さまは、総合課税となります。
手数料	—————
付加できる 特約事項	・個人のお客さまの自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・個人の場合はマル優の取扱いができません。
中途解約時 の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表「定期預金の中途解約利率一覧表」1の預入期間に応じた中途解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利率とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には中途解約利息との差額を精算します。
金利情報の 入手方法	・当金庫ホームページ「金利一覧」のページに掲載しております。 また、店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部信金相談室（9時～16時50分、電話：072-621-9312）にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人総合紛争解決センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部信金相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他の参考 となる事項	・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）